

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 8 月 6 日

【報告者の名称】 ソントン食品工業株式会社

【報告者の所在地】 東京都文京区千石四丁目39番17号

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区千石四丁目39番17号

【電話番号】 (03) 5976 5731

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 塩村 智彦

【縦覧に供する場所】 ソントン食品工業株式会社
(東京都文京区千石四丁目39番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注1) 本書中の「当社」とは、ソントン食品工業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ダイショーをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社ダイショー
所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目53番12号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年8月3日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

なお、上記取締役会においては、当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、公開買付者の代表取締役並びに公開買付者の完全親会社である株式会社イシカワ商事（以下「イシカワ商事」といいます。）の株主及び代表取締役という立場にあり、かつ、その保有する当社普通株式の全て（ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。）を本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後に公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受けることを公開買付者との間で予め合意しているため、本公開買付けを含む本取引（下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」において定義されます。）について当社との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議に参加しておりません。

また、上記取締役会には、社外監査役を含む当社の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要等につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在において、イシカワ商事が、その発行済株式の全てを保有する株式会社であり、当社普通株式を取得及び保有することを主たる目的として、平成24年7月17日に設立されました。イシカワ商事は、本書提出日現在において、当社の代表取締役社長である石川紳一郎が、その発行済株式の全てを保有する資産管理会社であり、石川紳一郎が代表取締役に就任しております。また、イシカワ商事は、本書提出日現在、当社の普通株式950,000株（当社が平成24年6月29日に提出した第65期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数（18,532,856株）から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の保有する自己株式数（1,970,078株）を除いた数（16,562,778株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして5.74%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算においては、別段の定めがない限り、同様に計算しております。））を保有しており、当社の大株主であります。当社との間には取引関係はありません。

今般、公開買付者は、マネジメント・バイアウト（MBO）（注）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及びイシカワ商事の保有する当社普通株式（保有株式数950,000株、保有割合にして5.74%。以下「非応募対象株式」といいます。イシカワ商事が、非応募対象株式に相当する別個の種類の本社株式を保有するに至った場合には、当該別個の種類の本社株式を指すものとします。以下同じです。）を除きます。）を取得し、当社普通株式を非上場化させるべく、本公開買付けを実施いたします。

上記のとおり、本公開買付けは、当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得し、当社普通株式を非上場化することを目的としているため、(i)当社が平成24年6月29日に提出した第65期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数（18,532,856株）から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の保有する自己株式数（1,970,078株）、公開買付者との間で本公開買付けへの応募に係る合意が成立している当社普通株式（以下「応募対象株式」といい、有限会社紳興商会及び石川紳一郎が保有する当社の普通株式であって、その詳細は下記参照。）の合計数（3,316,550株）及び非応募対象株式の数（950,000株）を控除した株式数（12,296,228株）の2分の1を超える株式数（6,775,302株）に、(ii)応募対象株式の合計数（3,316,550株）を加えた株式数（10,091,852株、保有割合にして60.93%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記と同様の理由から、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、公開買付者は、石川紳一郎が代表取締役社長を務め、石川紳一郎及びその親族がその発行済株式の全てを保有する法人である有限会社紳興商会（保有株式数2,797,500株、保有割合にして16.89%）、及び石川紳一郎（保有株式数（ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式の数を除きます。）519,050株、保有割合にして3.13%）（以下これらの法人及び個人を併せて「応募予定株主」と総称します。）から、それぞれが保有する当社普通株式の全て（ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。合計3,316,550株、保有割合にして20.02%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、本書提出日現在、有限会社紳興商会と当社との間には、当社の本社ビルの一部について締結している賃貸借契約以外に取引関係はありません。他方で、公開買付者は、イシカワ商事から、その保有する非応募対象株式（保有株式数950,000株、保有割合にして5.74%）について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

さらには、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後において、公開買付者は、当社に対して下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續（以下「本完全支配化手續」といいます。）の実行を要請し、本完全支配化手續を経て、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することを予定しています。本完全支配化手續が完了した後においては、当社の株主として公開買付者及びイシカワ商事が想定されますが、最終的な各株主の当社に対する出資比率については、本書提出日現在、確定しておりません。なお、これらの手續を実行後、公開買付者は、当社との間で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。

本取引は、上記のとおり、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本書提出日現在において公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の発行済株式の全ては、当社の代表取締役社長である石川紳一郎により保有されており、石川紳一郎は、本取引後も、継続して当社の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における当社の経営体制等の詳細については、今後、当社と協議しながら決定していく予定です。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後3営業日以内において、公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本書提出日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点におけるイシカワ商事の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額の大部分とします。）の同意を得ております。また、これらの新規発行に係るイシカワ商事の株式の引受け（以下「本第三者割当増資」といいます。）が完了した後においては、石川紳一郎を含む応募予定株主がイシカワ商事の株主となりますが、最終的な各株主のイシカワ商事に対する出資比率については、本書提出日現在、確定しておりません。また、イシカワ商事は、本第三者割当増資が完了した後、本公開買付けの決済後3営業日以内において、本第三者割当増資によって得られた払込金額の大部分をもって、公開買付者が新規に発行する株式を引き受けること（以下「本イシカワ商事再出資」といいます。）を予定しております。

この他、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、野村キャピタル・インベストメント株式会社から176億円を上限とした融資（以下「本件買収ローン」といいます。）を受けることを予定しています。本件買収ローンに係る融資条件の詳細については、別途、野村キャピタル・インベストメント株式会社との間で協議の上、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンにおける契約においては、通常の買収ローンに規定される貸出実行条件、誓約事項等の契約条件と同様の契約条件が規定される予定です。特に本件買収ローンに関しては、イシカワ商事が保有する公開買付者株式及び当社普通株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する当社普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して担保権が設定されること、本完全支配化手続において当社が全部取得条項（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）の付された普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式を除く。）を取得した日以降は、当社及びその子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社及びその子会社の一定の資産等を本件買収ローンの担保に提供させること、並びに本イシカワ商事再出資により、イシカワ商事が取得する公開買付者株式に対して担保権が設定されることなどが、予定されています。

（注）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家と共同するなどして、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

ア 本公開買付けの背景等

当社は、公開買付者より、本公開買付けの背景等につき、以下の説明を受けております。

当社は、日本で最初にピーナッツバターを製造したメーカーとして知られており、大正12年に兵庫県柏原町でアメリカ人宣教師J. B. ソントン氏が起したピーナッツバター製造業を、昭和17年同地に於いて石川郁二郎が引き継ぐ形で創業し、昭和23年6月に当社の前身である株式会社山吉商会が設立されました（昭和25年7月に商号をソントン工業株式会社に改称、昭和36年10月に現在の商号であるソントン食品工業株式会社に改称）。

当社は創業以来、「人々のより豊かな社会生活に貢献すること」を企業理念として、戦後のパン食のめざましい普及に伴い、創業以来半世紀にわたり、パン、和洋菓子の付加価値向上と豊かで楽しい食生活の創造に貢献すべく、各種フィリング（パン、菓子等の中に詰める物）の製造に携わってまいりました。特に、昭和29年9月には石岡第一工場（茨城県石岡市）が稼働、昭和38年7月に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、その後、昭和39年11月に石岡第二工場（茨城県石岡市）、昭和41年12月に大阪工場（大阪府茨木市）が稼働し、戦後の高度経済成長とともに順調に事業拡大を続けてきております。

当社が特に強みを有する業務用製品分野においては、製パン会社等を主要顧客として、高品質・多種多様なフィリング製品を迅速に提供してきました。特に、1980年代から、市場開拓チームを軸にユーザーのニーズを適切に把握し、商品開発に結びつける戦略を一貫して実行してまいりました。1990年代には、顧客である大手製パン会社による相次ぐ新製品の投入を背景に菓子パンの売上を伸ばすとともに、特にフラワーペースト（小麦粉とココア、チョコレート、果汁、果肉等を主原料とし、甘く加工してペースト状にしたもの）事業の大幅な増収を実現し業績を伸ばしてきました。一方、家庭用製品においては、昭和35年発売以来、50年超のロングセラーとなる「F（ファミリー）カップ」シリーズを中心にバラエティに富んだ幅広い製品展開をしております。

しかしながら、1990年代後半からは菓子パン市場の成熟化、多品種少量生産を背景に、製パン業界の収益が踊り場に差し掛かりました。これを受けて、当社の主力事業であるフラワーペースト事業においても商品の低価格化が進行し、当社の利益もその後現在に至る十数年もの間、基本的に減少傾向が継続しております。特に、昨年3月に発生した東日本大震災により製パン会社の工場やサプライチェーン等に被害が出た結果、付加価値製品の絞込みが進み、また、近年の原材料高が一段と進行した結果、平成24年3月期の営業成績は、売上高253億円（対前年同期比3.7%減）、営業利益6.8億円（同45.9%減）、当期純利益4.5億円（同7.1%減）となっております。さらに、人口減少による国内消費の動向は今後不透明であり、為替相場や原油価格の急激な変動による糖類・油脂類や包装資材等の原材料コストへの影響、需給逼迫によるフルーツやピーナツ等の原料相場の影響等、外部環境の不透明感が高まる中、当社を取り巻く事業環境の厳しさも増してきております。

上記のような状況を踏まえて、公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、当社を取り巻くこのような厳しい経営環境の中で、当社が今後の経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、比較的収益の確保ができてこの時期において、当社の経営陣及び従業員が一丸となって抜本的な経営改革が行えるよう、意思決定の迅速化や機動的な組織体制を構築することが必要不可欠と考えております。具体的には、国内の未開拓の多種多様なマーケットに挑戦するとともに、今後菓子パン・調理パン需要が開くアジア地域において、フラワーペースト事業は大幅な需要増が期待される所であり、当社が日本で培った製品開発力・安心安全を担保する研究開発などのノウハウを柔軟に活用し、アジアにおける高付加価値ベーカリー製品のソリューション・プロバイダーとなるべく、海外向けのマーケティング活動や商品開発、また、グローバル展開を支える人材の育成が急務であります。そして、その前提として、当社が海外のグローバル企業との競争に打ち勝ち、スピーディーな市場展開を実現するためには、意思決定の迅速化やそれを支える機動的な組織体制の構築が必要不可欠であると考えております。さらに、これまで重点施策として取り組んできた、品質管理の徹底、リードタイムの短縮化、変化する消費者のニーズに対応した高付加価値製品開発を一層推進すべく、老朽化した製造設備を入れ替えるとともに、複数保有する工場間の効率的な製造体制を構築していく必要があります。なお、大阪工場の建物・設備の老朽化が進んでいたため、大阪新工場を建設し、今期7月に一部稼働を開始しておりますが、今後はこれらのスピードを更に加速させる予定です。

しかしながら、このような抜本的な変革を機動的に実施するにあたっては、海外展開に伴うマーケティング費用や研究開発費用による一時的な収益の悪化や、老朽化した生産設備の入れ替えに伴う設備投資等の一時的なキャッシュアウトの増加等が見込まれ、短期的には当社の経営及び業績に大きな影響を与えることから、当社が上場を維持したままこれらを実行した場合には、当社の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。また、現在の当社のキャッシュ・フローの状況や金融機関に対する信用力に鑑みれば、上場の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による大規模な資金調達の実現性は乏しく、上場を維持するメリットは必ずしも大きくない状況にあると考えております。他方、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要な様々なコスト（開示コスト、監査費用）の増加が見込まれるため、上場を維持することが当社にとって必要以上の経営負担となる可能性があるとも考えております。以上のような考え方に基づき、石川紳一郎は、平成24年3月よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年6月上旬頃よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を精査すべく買収監査等を実施し、同時並行で公開買付者の設立手続を進めて参りました。

公開買付者及び石川紳一郎は、その後の当社との協議・検討を経て、当社から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そしてこれらの検討結果等を受けて、公開買付者は、応募予定株主との間で、その保有する当社普通株式に係る本公開買付けへの応募の合意を得た上で、平成24年8月3日に、本公開買付けをはじめとする本取引の実施を正式に決定しました。

イ 当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者からの本取引の提案を受け、公開買付者及びイシカワ商事並びに当社から独立した第三者算定機関である株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）及び本取引に関するリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言等を踏まえ、上記のような当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び公開買付者との交渉を行いました。その結果、上記「ア 本公開買付けの背景等」に記載の当社が直面する経営課題や当社を取り巻く事業環境等を踏まえると、当社が持続的に成長していくためには、比較的収益が確保できているこの時期において現行の経営体制を見直して意思決定の迅速化を図ることにより、アジア地域等への海外進出や老朽化した製造設備の入れ替えといった抜本的な改革を行うこと、具体的には、海外向けのマーケティング活動や商品開発を行い、これによって得られる成果をこれまでに当社が培ってきた製品開発力や安全・安心を担保する研究開発等のノウハウと融合することで海外進出に向けた準備をスピーディーに進め、高付加価値ベーカリー製品の開発を一層推進するために、老朽化が進んでいる製造設備を入れ替え、効率的な製造体制を迅速に構築することが必要であると判断いたしました。また、当社の株主の皆様にもこのような抜本的な改革に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、本取引により当社普通株式を非上場化することが当社にとっても、当社の一般株主の皆様にとっても最善の選択であるとの結論に至りました。さらに、下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、AGSコンサルティングの作成に係る株式価値算定書及び第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当なものであり、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年8月3日開催の取締役会において、石川紳一郎を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。また、当社は、平成20年6月26日開催の当社株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入し、平成22年6月29日及び平成24年6月28日開催の当社株主総会において本買収防衛策を継続することを決定しています。本買収防衛策の基本方針においては、当社株式に対する大規模買付が提案された場合のうち、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある場合、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある場合、当社の価値を十分に反映しているとは言えない場合、又は、当社の株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されない場合には、当社の取締役会が、株主の皆様にご判断して頂くために必要な時間や情報を確保し、当社株式に対する大規模買付提案者との間で交渉等を行うものとされています。当社は、公開買付者からの提案について慎重に協議・検討を行った結果、当該提案は本買収防衛策の基本方針の趣旨に反するものではなく、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであると判断したことから、上記取締役会において、本公開買付けに対しては対抗措置の発動をしないことを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、公開買付者の代表取締役並びに公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の株主及び代表取締役という立場にあり、かつ、その保有する当社普通株式の全て（ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。）を本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後に公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受けることを公開買付者との間で予め合意しているため、本公開買付けを含む本取引について当社との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議に参加しておりません。

また、上記取締役会には、社外監査役を含む当社の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、当社は、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しております。

この他、当社は、平成24年8月3日に「平成25年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成24年8月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議し、配当予想を修正しております。

ウ 本公開買付け後の経営方針

本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本書提出日現在において公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の発行済株式の全ては、当社の代表取締役社長である石川紳一郎により保有されており、石川紳一郎は、本取引後も、継続して当社の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における当社の経営体制等の詳細については、今後、当社と協議しながら決定していく予定であるとのことです。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けにおける買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者側における価格の妥当性についての検討（独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得）

公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当該買付価格を決定するにあたり、イシカワ商事及び公開買付者並びに当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼するとともに、当社普通株式の取得及び保有等を目的として平成24年7月17日付で公開買付者を設立しました。また、イシカワ商事は、野村證券に対して、公開買付者に対しても当社の株式価値の算定に関する資料を提供し、当社の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、イシカワ商事のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値算定を行い、イシカワ商事及び公開買付者は野村證券から平成24年8月2日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、イシカワ商事及び公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 681円～691円

類似会社比較法 702円～1,068円

DCF法 788円～1,196円

まず、市場株価平均法では、平成24年8月1日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の基準日終値（690円）、直近1週間終値平均（689円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近1ヶ月終値平均（683円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月終値平均（681円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月終値平均（691円、ただし小数点以下を四捨五入）をもとに、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を681円から691円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を702円から1,068円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を788円から1,196円までと分析しています。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えているアジア地域等への海外展開や工場間の効率的な製造体制の構築等による収益変化は考慮しておりません。これらの事情は、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、その収益予測は困難であり、また短期的には海外展開等に伴う費用や工場への設備投資等によるキャッシュアウトの増加が見込まれるものの、支出額を具体的に見積もることはできないことから、本公開買付けにおける買付価格を検討する上で考慮することは適切でないと判断しております。また、当該事業計画期間中において、大阪工場の建物の建て替え・生産設備の入れ替えに伴う一時的な減価償却負担が発生しますが、その後当該負担が軽減することにより、財務諸表上、大幅な増益となる見込みの事業年度（平成27年3月期）があります。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の分析結果を参考にし、かつ、当社普通株式の市場株価動向等、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた公開買付けの過去事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本取引に関して実施された買収監査の結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に当社普通株式が上場廃止となることが見込まれており当社の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、当社との協議・交渉及び応募予定株主との間の合意を経て、最終的に平成24年8月3日において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり1,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年8月2日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引終値700円に対して42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年7月3日から平成24年8月2日まで）の当該終値の単純平均値684円（小数点以下を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して46.2%、過去3ヶ月間（平成24年5月7日から平成24年8月2日まで）の当該終値の単純平均値682円に対して46.7%、過去6ヶ月間（平成24年2月3日から平成24年8月2日まで）の当該終値の単純平均値691円に対して44.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付けにおける買付価格は本書提出日の前営業日である平成24年8月3日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引終値690円に対して44.9%のプレミアムを加えた金額となります。

当社側における価格の妥当性についての検討（独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得）

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するにあたって、公開買付者及びイシカワ商事並びに当社から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングを選任し、AGSコンサルティングに当社普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、AGSコンサルティングは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

AGSコンサルティングは、当社普通株式の株式価値算定のために必要となる情報を収集・検討するため、当社から事業の現状及び将来の事業計画等について説明を受け、資料を取得しております。AGSコンサルティングは、それらに基づき、市場株価法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行い、当社は、平成24年8月2日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を受領いたしました。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 681円～691円

類似会社比較法 835円～1,052円

DCF法 915円～1,091円

市場株価法では、平成24年8月1日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の直近1ヶ月終値平均（683円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月終値平均（681円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月終値平均（691円、ただし小数点以下を四捨五入）をもとに、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を681円から691円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を835円から1,052円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を915円から1,091円までと分析しています。AGSコンサルティングの分析は、当社が重要な事業の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現在の事業を継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいております（なお、当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えているアジア地域等への海外展開や工場間の効率的な製造体制の構築等による収益変化は考慮しておりません。これらの事情は、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、その収益予測は困難であり、また短期的には海外展開等に伴う費用や工場への設備投資等によるキャッシュアウトの増加が見込まれるものの、支出額を具体的に見積もることはできないことから、本公開買付けにおける買付価格を検討する上で考慮することは適切でないと判断しております。また、当該事業計画期間中において、大阪工場の建物の建て替え・生産設備の入れ替えに伴う一時的な減価償却負担が発生しますが、その後当該負担が軽減することにより、財務諸表上、大幅な増益となる見込みの事業年度（平成27年3月期）があります。

独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして公開買付者及びイシカワ商事並びに当社から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼いたしました。同事務所は、必要に応じて当社の取締役会との間で複数回協議し、また、本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、その法的助言にあたり関連する情報を取得しております。

当社の取締役会は、佐藤総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、本取引及び本公開買付けの具体的な条件等について慎重に協議・検討を行いました。

利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、本書提出日現在において公開買付者の代表取締役並びに公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事の株主及び代表取締役という立場にあり、かつ、その保有する当社普通株式の全て（ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。）を本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後に公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受けることを公開買付者との間で予め合意しているため、本公開買付けを含む本取引について当社との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成24年8月3日開催の当社の取締役会には、石川紳一郎を除く当社の取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。また、上記取締役会には、社外監査役を含む当社の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役の長谷屋秀幸氏を除く監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、当社は、上記取締役会を欠席した長谷屋秀幸氏からも、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を有することを事前に確認しております。

第三者委員会の設置及び第三者委員会への諮問

当社は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、公開買付者及び当社から独立性を有する、当社の社外監査役である長谷屋秀幸氏及び齊上裕弥氏（東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。）並びに外部有識者である佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の合理性、(b)意思決定過程の手続の公正性及び(c)本公開買付けを含む本取引における対価の妥当性の観点から、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。

第三者委員会は、平成24年7月9日から同月31日まで合計で3回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、当社から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される一連の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者との間でも質問回答のやり取りを行い、本公開買付けを含む本取引の実施手順等を記載した資料の提供を受けました。また、公開買付者の提案に対して当社の取締役及び監査役が行った検討の内容及び当社と公開買付者との間における協議・交渉の内容について当社から聴取を行いました。さらに、AGSコンサルティングが当社に対して提出した当社の株式価値算定書を参考として、AGSコンサルティングから当社の株式価値評価に関する説明を受けるとともに、平成24年1月から同年6月までの間におけるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われた発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較・検討を行いました。なお、当社は、上記「独立したリーガル・アドバイザーからの助言」に記載のとおり、佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任しておりますが、第三者委員会における検討は、同氏個人の立場で独立して行われております。

第三者委員会は、これらの検討を前提として、(a)当社が上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「イ 当社の意思決定の過程」に記載のアジア地域等への海外進出や老朽化した製造設備の入れ替えといった抜本的な改革を行うことには必要性が認められるとともに、当社の少数株主に生じるリスクを回避しつつ、当社にとって必要な抜本的な改革を実現するという本公開買付けを含む本取引の目的には合理性が認められる、(b)当社が第三者算定機関であるAGSコンサルティングを選定した経緯に不適切な点は認められず、また、公開買付者と利害関係を有しない役員によって本取引の実質的な検討が行われるとともに、当社が公開買付者と対等の立場で価格交渉を行っていることからすると、本取引の意思決定過程の手続において、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しない、(c)本公開買付け価格は、AGSコンサルティングによる株式価値の算定結果を参考として、当社と公開買付者が対等の立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、また、平成24年1月から同年6月までの間におけるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われた発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても、本公開買付けには十分なプレミアムが付加されており、本公開買付けを含む本取引における対価は妥当である、との判断に至り、平成24年8月2日に、当社の取締役会に対して、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けにおける買付価格の公正性の担保に配慮したとのことです。また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていません。

このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特にその買付価格の公正性の担保に配慮しております。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、(i)当社が平成24年6月29日に提出した第65期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の発行済株式総数(18,532,856株)から、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の当社の保有する自己株式数(1,970,078株)、応募対象株式の合計数(3,316,550株)及び非応募対象株式の数(950,000株)を控除した株式数(12,296,228株)の2分の1を超える株式数(6,775,302株)に、(ii)応募対象株式の合計数(3,316,550株)を加えた株式数(10,091,852株、保有割合にして60.93%)以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、応募対象株式の応募に加えて、当社の保有する自己株式、応募対象株式及び非応募対象株式以外の当社普通株式の2分の1を超える応募がない場合には、本取引を行わないこととし、当社の株主の皆様のご意思を尊重し得る仕組みを採用しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、これにより当社の発行済普通株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下の方法により、本完全支配化手続、すなわち、公開買付者が当社の発行済株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得するための手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式を交付すること(ただし、当該別個の種類株式について上場申請は行わない予定です。)を付議議案に含む当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を、当社に開催させる予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記の付議議案に対するご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に、本臨時株主総会の開催日と同日に、上記に係る定款の一部変更を付議議案を含む本種類株主総会を開催させる予定です。なお、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、公開買付者は、イシカワ商事から、その保有する非応募対象株式について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ているとのことです。イシカワ商事より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する旨の同意を得ているとのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（ただし、当社を除きます。）の皆様には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却の結果、当該各株主の皆様に対して交付されることになる金銭の額については、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者は、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除く当社の発行済株式の全てを公開買付者（又は公開買付者及びイシカワ商事）が保有することとなるよう、公開買付者及びイシカワ商事以外の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう、当社に決定させる予定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けの決済日後3ヶ月以内（平成24年12月頃）を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会が開催され、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに本完全支配化手続を完了させることを予定しているとのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、その有する株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及びイシカワ商事の株券等所有割合、公開買付者及びイシカワ商事以外の当社株式の株主の皆様が当社株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、実施に時間を要し、又は実施の方法若しくは有無に変更が生じる可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者及びイシカワ商事以外（又は公開買付者以外）の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対して、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式（上記状況などによっては当社の保有する自己株式のみ）を除きます。）を保有することを予定しております。この場合における当該当社株式の株主の皆様へ交付する金銭の額についても、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付者は、上記各手続の実行後、平成25年4月を目途に、本合併（公開買付者と当社との間の吸収合併）を行うことを予定しているとのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

当社普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、その後、公開買付者は、適用ある法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従って、公開買付者（又は公開買付者及びイシカワ商事）が当社の発行済株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合にも、当社普通株式は、上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、応募予定株主から、それぞれが保有する当社普通株式の全て（ただし、当社の役員持株会における石川紳一郎の持分に相当する株式を除きます。合計3,316,550株、保有割合にして20.02%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。他方で、公開買付者は、イシカワ商事から、その保有する非応募対象株式（950,000株、保有割合にして5.74%）について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後3営業日以内において、公開買付者の完全親会社であるイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本書提出日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額の大部分とします。）の同意を得ております。また、イシカワ商事は、本第三者割当増資が完了した後、本公開買付けの決済後3営業日以内において、本第三者割当増資によって得られた払込金額の大部分をもって、本イシカワ商事再出資を行うことを予定しております。

この他、公開買付者は、イシカワ商事より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本完全支配化手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ているとのことです。

(7) その他

当社は、平成24年8月3日に「平成25年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成24年8月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議し、配当予想を修正しております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権の数(個)
石川 紳一郎	代表取締役社長		519,050	519
福士 昌之	専務取締役	営業本部長	25,000	25
鵜飼 義秀	常務取締役	企画開発本部長	19,000	19
塩村 智彦	常務取締役	管理本部長	14,155	14
菊池 悟志	常務取締役	生産本部長	15,000	15
渋谷 智晴	取締役	石岡工場長	10,000	10
溝田 茂	取締役	購買部長	7,000	7
小山 美之	取締役	東京支店長	9,000	9
宮内 雄太郎	取締役	生産副本部長	11,000	11
山田 浩史	取締役	大阪支店長	10,000	10
岡田 憲明	常勤監査役		6,000	6
宮下 隆正	監査役		10,000	10
長谷屋 秀幸	監査役		1,100	1
齊上 裕弥	監査役		-	-
計	-	-	656,305	656

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 上記以外に役員持株会として8,520株(議決権の数8個)を所有しています。

(注3) 監査役長谷屋秀幸及び齊上裕弥は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上